

平成27年2月5日
初等中等教育局長

土曜授業推進事業 公募要領

1. 事業名

土曜授業推進事業

2. 趣旨

児童生徒に対する教育の一層の充実のためには、土曜日において、学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら、多様な学習、文化やスポーツ、体験活動等の機会を設けるなど、子供たちに、これまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることが重要である。このことを踏まえ、文部科学省では、学校における授業を、子供たちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つとして捉え、平成25年11月に学校教育法施行規則の改正を行い、設置者の判断により、土曜授業を行うことが可能であることを明確化した。

本調査研究は、質の高い土曜授業の実施に資するため、外部人材等の活用など授業を土曜日等を実施することの利点を生かした実践的な研究を行い、効果的な指導方法やモデルカリキュラムの開発などを行うとともに、その成果の普及を図ることを目的とする。

※ 本調査研究における「土曜授業」とは、児童生徒の代休日を設けずに土曜日・日曜日・祝日（以下「土曜日等」という。）を活用して正規の教育課程内の学校教育活動を行うものをいう。

3. 委託期間

委託期間は原則として、委託を受けた日から当該年度の3月末日までとする。

4. 公募対象

都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、市区町村教育委員会、国立大学法人、学校法人（以下「都道府県教育委員会等」という。）

5. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
- (2) 支出負担行為担当官文部科学省初等中等教育局長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6. 事業内容

- (1) 本調査研究においては、「2. 趣旨」に基づき、都道府県教育委員会等（土曜授業実践地域等）に委託して、家庭や地域との連携の下、外部人材等の協力を得るなど、授業を土曜日等を実施することの利点を生かした実践的な研究を行うとともに、効果的な指導方法やモデルカリキュラムの開発などを行い、全国的に普及できる質の高い土曜授業の先進的なモデルの研究開発を行う。

- (2) 委託を受けた都道府県教育委員会等においては、以下のことを行うものとする。
- ① 土曜日におけるカリキュラムの開発等に関する検討委員会（以下「カリキュラム等検討委員会」という。）を設置するとともに、土曜授業実践校を指定し、当該学校における年間を通じた土曜授業に関するカリキュラム等について検討を行う。また、域内の土曜授業の総合的な調整役を担う者（以下「土曜授業コーディネーター」という。）を配置するとともに、カリキュラム等検討委員会に含むものとする。
 - ② 土曜授業実践校に対して、本調査研究の円滑な実施のために必要な指導・助言を行う。
 - ③ 土曜授業実践校における土曜授業の実践を踏まえ、その成果等の検証を行い、効果的な指導方法やモデルカリキュラムを開発する。
 - ④ 効果的な指導方法やモデルカリキュラムの開発のため、年間10回以上の土曜授業を実施する。
 - ⑤ 成果発表会や研修会等の開催、実践事例集の作成、インターネットによる情報提供などの取組を必要に応じて実施することにより、本調査研究の成果の普及を図る。

7. 事業の実施方法

- (1) 文部科学省は、本調査研究の実施を委託する都道府県教育委員会等を「土曜授業実践地域等」として指定する。
- (2) 指定を受けた土曜授業実践地域等は、原則として、域内等の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の中から1校以上（概ね5校程度）、「土曜授業実践校」を指定する。
- (3) 文部科学省は、土曜授業実践地域等に対し、本調査研究の実施に必要な指導・助言等を行うとともに、本調査研究の成果等の普及を図る。

8. カリキュラム等検討委員会

- (1) カリキュラム等検討委員会は、各土曜授業実践地域等の土曜授業実践校における年間を通じた土曜授業に関するカリキュラム等について検討を行うとともに、土曜授業実践地域等に対し、本調査研究の円滑な実施のために必要な指導・助言、調整等を行う。
- (2) カリキュラム等検討委員会は、各土曜授業実践地域等における調査研究の内容等を踏まえ、学校教育関係者、社会教育関係者、経済団体・商工会議所・企業関係者、学識経験者、PTA関係者、関係行政機関の職員などをもって構成するものとする。なお、カリキュラム等検討委員会には、域内の土曜授業についての調整の他、外部人材等の確保等を行う土曜授業コーディネーターを含むこととする。

9. 委託事業完了報告書等

- (1) 土曜授業実践地域等においては、本調査研究の終了時に委託事業完了報告書及び完了決算書、支出を証する書類の写を提出するものとする。
- (2) 委託事業完了報告書等の様式その他必要な事項については、文部科学省から別途連絡する。
- (3) 委託事業完了報告書については、文部科学省においてその集録を編集し、書籍及びインターネットその他の媒体により公表することができるものとする。

10. 書類の提出方法等

(1) 提出書類

- 企画提案書（「土曜授業推進事業 委託要項」中の【様式1】「実施計画書」に代える）
- その他参考となる資料（既存の取組があれば、その活動内容がわかる資料等）

(2) 提出部数

2部（正本1部，副本1部）

(3) 提出方法

提案書類の提出は郵送及び電子メールの両方を必須とする。FAXでの提出は受け付けない。

①郵送

- ・簡易書留，宅配便等，送達記録の残る方法で送付すること。
- ・封筒に「土曜授業推進事業」と朱書きすること。
- ・送付中の事故等による未着については，当方は一切の責任を負わない。

②電子メール

- ・Word，一太郎又はExcelにて作成した企画提案書のファイルを添付の上，送信すること。
- ・メールの件名は「【提出】（機関名）：土曜授業推進事業」とすること。
- ・ファイルを含めメールの容量が6MBを超える場合は，メールを分割し，件名に通し番号を付して送信するか，CD-R，USBメモリ等記録媒体を郵送すること。
- ・メール送信上の事故（未達等）について，当方は一切の責任を負わない。

(4) 提出期限等

提出期限：平成27年2月26日（木）17時必着

(5) 提出先（問い合わせ先）

①郵送

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省初等中等教育局教育課程課
教育課程企画室 企画係
電話：03-5253-4111（内線 2367，2368）
FAX：03-6734-3734

②電子メール

kyokyo@mext.go.jp

(6) その他

書類の作成費及び送料については，採択結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また，提出された書類については返却しない。

11. 事業規模（予算）及び採択件数

事業規模：総額95百万円程度を予定。

※一校当たり60万円程度を目安とする。

採択件数：予算の範囲内において採択予定。

12. 採択方法等

審査委員会（文部科学省内に設置。）において，〔別紙〕に定める審査基準に基づき，書類審査を実施する。審査終了後，30日以内に全ての提案者に審査結果を

通知する。

※条件付採択

審査において条件付き採択となった場合は、委託業務の遂行に支障を来さない限度において、再度修正した実施計画書（様式1）の提出を求めた上で、条件を満たしたと判断できるものについてのみ採択する。

13. 委託契約締結

審査の結果、委託契約予定者と提出書類等を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額は、本公募要領11に示す事業規模及び委託要項に基づく実施計画書の内容等を勘案して決定するものとし、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分注意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

14. その他

- (1) 文部科学省は、必要に応じ、本調査研究の実施状況及び経理処理状況について実態調査（実践校訪問など）を行うことができる。
- (2) 文部科学省は、実践地域等における本調査研究の適切な運営や趣旨の実現に資するため、必要に応じ、関係者の参加を得た連絡協議会の開催、実践校等への訪問及び指導・助言を行う。
- (3) 実施計画書を提出後に、研究の進捗状況からみて特筆すべき事項が生じたときは、速やかに文部科学省初等中等教育局教育課程課にその内容の分かる書類を提出すること。
- (4) 調査研究の成果の検証に当たっては、アンケート調査等を行うなど、客観的・定量的に把握するよう努めること。
- (5) 本調査研究の成果については、文部科学省ホームページへの掲載や研究成果発表会の開催等を通じて広く普及することを予定している。
- (6) この要領に定めのない事項で調査研究の実施に必要な事項は、必要に応じ、文部科学省が別に指示する。

15. スケジュール（予定）

公募開始：平成27年2月5日（木）

公募締切：平成27年2月26日（木）

審査：平成27年3月上旬を予定

採択結果通知：平成27年3月中を予定

契約締結：平成27年度予算が成立した場合に、平成27年4月以降、順次締結。

契約期間：契約締結日から平成28年3月31日まで

※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成にあたっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

16. その他

調査研究に係る事項については、委託要項等によるものとする。また、調査研究の実施に当たっては、委託契約書及び実施計画書等を遵守すること。

[契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出いただく必要がありますので、事前の準備のほどよろしくお願いいたします。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知願います。

- ・業務計画書（委託業務経費内訳を含む）
- ・再委託に係る業務委託経費内訳
- ・委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規程、見積書など）
- ・銀行振込依頼書

土曜授業推進事業に関する調査研究の採択に係る選考基準

1. 審査方法

文部科学省に設置された「土曜授業推進事業に関する審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、企画提案書等による書類審査を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案に係る追加資料の提出を求めることもある。

2. 評価方法

評価は、下記の項目に沿った5段階による総合的な評価とし、審査委員会の各委員が各々評価した結果の平均を当該提案者の得点とする。

- ① 学校や家庭、地域、児童生徒等の現状・課題に対する的確な分析を踏まえた教育課程内の学校教育活動である
- ② 調査研究の内容として土曜日ならではの利点を生かした特色があり、他の学校への成果の波及が期待できるものである
- ③ 取組内容に対して、妥当な経費が示されている
- ④ 成果・効果の検証方法が明確である
- ⑤ 教育委員会や学校等のみでなく、有識者等も含め、土曜日ならではの利点を生かした効果的なカリキュラムの検討が適切に行われる体制となっている

[評価基準]

大変優れている（大いに当てはまる）＝5点

優れている（概ね当てはまる）＝4点

普通（どちらとも言えない）＝3点

やや劣っている（当てはまるとは言い難い）＝2点

劣っている（全く当てはまらない）＝1点